

<p>成年後見ニュース</p> <p>じゃがれたー</p> <p>No.30</p> <p>(じゃがれたーは、日本成年後見法学会 (Japan Adult Guardianship Law Association) (=略称 JAGA) が編集・発行するニュースレターです。)</p>	<p>発行日 平成30年 3月31日</p> <p>発行 一般社団法人 日本成年後見法学会</p> <p>発行人 理事長 新井 誠</p> <p>編集 広報委員会</p> <p>[委員長] 富永 忠祐</p> <p>[委員] 岩井 英典</p> <p>大城 節子</p> <p>大輪 典子</p> <p>小嶋 珠実</p> <p>佐藤 米生</p> <p>長谷川秀夫</p> <p>平岡 祐二</p> <p>星野 美子</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

巻頭言

成年後見制度利用促進に向けて

公益社団法人日本社会福祉士会会長 西島 善久

平成29年 3月に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、その中でノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視が基本的な考え方として示され、目標として利用者がメリットを実感できること、全国どこでも必要な人が成年後見制度を利用できるよう地域に権利擁護支援の連携ネットワークを構築すること、成年後見人等による不正防止を徹底すること、成年後見人等の権利制限に係る措置を見直すことが掲げられた。

「本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、本人の状況に応じて、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人がチームで本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う体制を構築し、福祉・法律の専門職が専門的助言・相談対応等の支援に参画する仕組み」や「各地域で、専門職団体や関係機関が連携体制を強化するための協議会等を設立し、各専門職団体や関係機関が自発的に協力する体制づくり」、その推進母体となる組織について「専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会等の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関の設置」が明記されている。

現在、日本社会福祉士会では、平成29年度老人保健健康推進等事業を受託し、「地域における成

年後見制度の利用に関する相談機関やネットワーク構築等の体制整備に関する調査研究事業」の中で、自治体が中核機関設置や地域連携ネットワークを構築する際に指針となる手引を開発するための「成年後見制度利用促進体制整備委員会」の事務局を担っている。この委員会には、成年後見制度にかかわる多くの関係機関が関与し、国も内閣府、法務省、最高裁判所、厚生労働省がオブザーバーとしてかかわっている。この手引では、権利擁護の支援が必要となる人の発見と権利擁護支援の方針、そして、成年後見制度が必要な場合には、本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討、さらに、成年後見制度の利用に至ったあとのモニタリング・バックアップの検討・専門的判断まで、切れ間なく一体的に機能が担保されることをめざしている。

日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会・成年後見センター・リーガルサポート、日本社会福祉士会では、三士会が連携して制度の促進定着に向けて、都道府県組織と連携して都道府県、市町村に積極的に働きかけている。

今後、全国で成年後見利用促進基本計画工程表に基づき体制が整備され、地域共生社会の実現に向け、権利擁護支援のネットワークが拡充することが求められる。

国際シンポジウム「アジアの成年後見法と スペシャル・ニーズ・トラスト」参加報告

◇はじめに

平成29年11月4日(土)13時から18時まで、筑波大学東京キャンパス文京校舎において開催された日本成年後見法学会の標記国際シンポジウムに参加した。

講演はいずれも世界における成年後見法の改革についての報告であり、リップ氏はグローバルな視点からみた成年後見法の動向について、タイ氏以下の4氏は各国の成年後見法の改革について、そしてホー氏以下の3氏は、各国のスペシャル・ニーズ・トラスト(SNT)等の福祉型信託の動向を中心とした内容だった。

◇フォルカー・リップ (Volker Lipp) 氏の報告

人の能力は多様であり、ニーズも多様。気持ちや好みの尊重と健康に生存する権利とをどう調和させていくのか、難しい問題だが、世界の各国はいくつか制度で対応している。それぞれに長所・短所があるが、人権を扱う制度であるという共通点がある。

選択肢①は成年後見(法定後見)。成年後見は、制度自体が介入的。法的能力が制限されまたはなくなる。意思や好みは尊重されなくなる。強い介入であるがゆえに代替策が必要。選択肢②は委任(任意代理・任意後見)。しかし、これにも欠点がある。多くの国では、委任は意思能力の喪失や法定後見の開始によって効力を失う。例外もあるが十分ではない。委任は、晴れているときは使えるが、雨の日には使えないようなもの。選択肢③は信託。裁判所の命令によるものもあるが、本人が設定する自発的な信託もある。英米法系の国では、「信託が成年後見を補う」のではなく、むしろ「成年後見が信託を補う『最後の手段』」。つまり信託が主で、それを従である成年後見が補完する、という関係。

各国の法律にはさまざまな違いがあり、その改革の方向性も少しずつ異なる。しかし人権を尊重する方向に向かっているという点で共通している。2000年のハーグ国際私法会議「成年者の国際的保護に関する条約」によって考え方が明らかに変わった。そして国連障害者権利条約(CRPD)は、代行意思決定から支援付き意思決定への転換を要請している。

国連障害者権利委員会は、成年後見制度は支援付き意思決定と両立しないとして、代行意思決定を改め支援付き意思決定へ移行することを求めている。これに対しドイツの憲法裁判所は本人を守る義務があることを理由に成年後見制度自体は否定しなかった。しかしできる限り限定的でなければならない。欧州理事会も成年後見法の改革を求めている。

かつて成年後見法は社会と家族を守るためのものだった。しかし現在は本人の人権を守るためのもの。成年後見制度の代替策が求められている。介入・干渉から自律・自己決定へ。法律を変えるだけでは十分ではない。実務の慣行を変える必要がある。そして我々の考え方を変えていく必要がある。

◇ユーズー・タイ (戴 瑀如) 氏の報告

CRPDの批准後に制度改正があった台湾における改革の状況について、①補助宣告の創設(二元制度の実現)、②任意後見制度の不存在、③身上後見に関する規定が不十分であること、④高齢者福祉法の改正(行政による補助宣告等の申立て、信託・リバースモーゲージの推奨)、⑤患者の自己決定権法は2019年施行予定(医療についての本人の意思を尊重し、家族からの介入を防止するほか、本人が意思を明確に表すことができないときは補助人または任意代理人が意思を表明することができる旨を定めている)、⑥家事事件法の施行

(手続上の権利の保護)等の説明があった。

◇インファン・バク (朴 仁煥) 氏の報告

2013年7月の法改正以降の韓国における改革の状況について、①後見、限定後見および(行為能力の制限を伴わない)特定後見の3種類の導入、②後見人に医療同意を含む身上決定権限が認められたこと、③公共後見利用支援法の存在(日本の市民後見に相当する公共後見の申立てを中心に自治体申立てが10%程度あり、公共後見人が9%程度選任されている。若年の発達障害者の支援のために特定後見が使われている)、④後見契約がほとんど利用されていないことおよびその理由等について説明があった後、⑤公共後見支援事業における後見法人の育成、後見監督の強化、精神保健法の改正の動向(限定後見を活用した身上決定の工夫)、モデル事業としてのSNT等について言及があったほか、CRPDへの対応(支援付き意思決定をどう制度に反映させるのか)の試行錯誤および改革案について説明があった。

◇新井誠氏 (日本成年後見法学会理事長) の報告

①2000年の法改正の要点と課題(利用の低迷)、②2006年のCRPD採択後の状況(「前門の虎 後門の狼」)、③2010年の横浜宣言で、④制度(法律やその運用)の改善、⑤社会全体で制度を変えること(公的支援システムの創設)、⑥新しい改革が必要であることの3つが日本の課題であることを世界に向けて宣言したこと、そして④2016年成年後見制度利用促進法成立、という経緯を経たこれまでの日本の改革について振り返った後、新しい改革の方向性として、「信託と後見の結合」という観点を提示し、「家庭裁判所の命令による信託から、さらに事前指示・委任(任意後見)の一環としての信託の活用が期待される」との説明で報告前半を締め括った。

◇ルシナ・ホー (Lusina Ho) 氏およびダニエル・コー (Daniel Koh) 氏の報告

香港およびシンガポールにおける成年後見(任意後見)制度の改革としての意味も有するSNTの導入の契機、SNTの基本的なしくみ等について説明があった。

香港が導入するSNTでは、委託者は複数の知的障害者の親。受益者は複数の知的障害者。受託者は社会福祉庁長官。信託できる財産は金銭のみ。委託者である複数の親が信託口座に金銭を信託する。信託と同時にケースマネジャーがケアプランを立案し、そのプランに従って信託口座から受益者の介護者に金銭を支払う。ケースマネジャーは、受益者を定期的に訪問し、介護者が権限を濫用していないことを確認する。親は遺言も作成する。規模の経済を活用して低廉な費用で家族信託を利用できる。SNTがなければ(自分が残した財産が正当な目的のために利用されるかどうかはわからないので)多くの親が生前に財産を使い切ってしまうが、SNTがあれば自分の残した財産が自分の子のために使われることが確保されるため、結果的にSNTは社会福祉制度に依存する人を減少させる効果があり、政府にもメリットがある。

シンガポールでは、厚生労働省に相当する官庁が設立した非営利の団体であるスペシャル・ニーズ・トラスト・カンパニー(SNTC)が国内で唯一の受託者となり、多くの委託者から広く薄く信託財産の拠出を受けて障害者の財産を管理するしくみとしてSNTを活用している。政府が多額の資金補助をしておき手数料は非常に低く設定されている。SNTを拡大して認知症を患っている人にも適用可能とする計画もある。

◇八谷博喜氏 (三井住友信託銀行) の報告

顧客の判断能力の低下に対応した財産管理型商品の提供に積極的に取り組んでおり、①「後見制度支援信託」「セキュリティ型信託」「安心サポート信託」といった商品のほか、オーダーメイドの信託商品の開発もしていること、②司法書士、弁護士または税理士と連携しながら民事信託(家族信託)の立案にも協力しており、社会貢献事業として民事信託の適正な普及にも力を注いでいること、さらに、③平成29年8月から、任意後見制度を利用する人の財産を信託で管理する(預け入れた金銭信託の払出しに任意後見監督人の同意を要するものとして本人の財産を安全確実に保護するとともに、任意後見人が担う財産管理の負担を軽

減することが期待できる)「任意後見制度支援信託」という商品を開発したこと等について報告があった。

◇まとめ

高齢者・障害者の財産管理および身上保護のニーズに応える支援のすべてを成年後見(法定後見)制度で対応することができるのか、また、高齢者・障害者の財産その他の権利をどう確実に守るのか、ということを考えれば、やはり、法定後見だけではなく、任意後見と信託も活用して対応すべきだということになる。そのように考えたときに、自己決定の尊重、さらには CRPD が求めている考え方に鑑みれば、**後見と信託は、相互に補い合うしくみである**ということにとどまらず、むしろ、「**法定後見が信託や任意後見を補う**」つまり「**信託や任意後見が主で、法定後見がこれらを補充する**」という位置付けになるのだろう。本シンポジウムは、そのような観点から、海外の英知を学び、日本の成年後見制度の今後の課題を示すものだったと思う。

(司法書士 西川 浩之)

◇ディスカッション・総括

このディスカッションは、英語で行なわれたため、同時通訳装置があったとはいえ、当職は英語にすこぶる不案内であるがゆえに、真意をお伝えすることができるかどうかはなはだ心もとないということ、あらかじめお断りしておく。

ディスカッションは、コーディネーターの新井氏の発案により、リップ氏と新井氏を除く各報告者に、新井氏から質問を2つし、それぞれこれに答えていただき、最後にリップ氏から総括していただく方式で始まった。

誌面の都合上、討論の詳細については記述することはかなわないが、高齢者や障がい者の権利保護のためには、政府の関与が必要であり、また、いわゆる後見類型だけでなく、判断能力の程度に応じた支援が必要であること、任意後見契約の普及促進を図るべきであり、高齢者、障がい者の財産保護を目的とした特別の信託のしくみが有効であること、等が議論された。

討論終了後、内閣府の須田俊孝参事官、シンガポールから来日された社会・家族省の担当官のご紹介があり、最後にリップ教授から総括があったが、制度の究極の目的は、本人が権利行使をするうえでの保護・支援にあること、そのためには、インフラの整備や関係当事者のネットワークづくりが必要であり、公的支援が欠かせないこと等のお話があったが、これはまさに今、わが国ですすめられようとしている成年後見制度利用促進基本計画の方向性とマッチするものだと思う。

なお、リップ氏は、討論を聞かれながら、これをプレゼンにまとめ上げ、直後に行われた総括でお示しされたが、その仕事の速さには驚愕した。

また、内閣府須田参事官から、スペシャル・ニーズ・トラストについて、今般の基本計画に書き込むところまでは行かなかったが、近い将来の国の計画の中でどう考えていくかについては、大事な視点である。権利保護のための重要な手段の1つであり、今後とも動向を見守っていききたいとの趣旨の発言があった。スペシャル・ニーズ・トラストは、政府の関与なくしては成立が難しいのではないかと感じているところであるので、須田参事官には、見守るのではなく、政府の担当官として今後とも主体的にかかわり続けていただきたいと感じた次第である。

◇まとめ

筆者が関わっている日本司法書士会連合会でも、日本の後見制度の利用の促進、ひいては、認知症高齢者・障がい者等の権利の保護のためには、早期の類型である補助・保佐の活用もさることながら、任意後見契約とこれを財産管理面で補充する信託(特定の目的のための信託=福祉目的信託)の活用が必要であり、日本版スペシャル・ニーズ・トラストの導入の可能性についての検討を進めていきたいと考えているところである。

(司法書士 鯨井 康夫)

地域連携ネットワーク研究委員会活動報告

平成29年3月に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、各省庁、自治体、最高裁判所（家庭裁判所）および専門職団体等が成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「促進法」という）の理念の実現に向けた多様な動きを開始している。

日本成年後見法学会においても、地域連携ネットワーク研究委員会が設置され、大貫正男委員長を中心に、17名の委員（理事長、副理事長も随時参加）により、平成29年7月28日の第1回会議を皮切りに、平成30年1月30日時点では6回の会議が開かれた。

◇発 足

この委員会は、促進法が、平成22年第1回成年後見法世界会議の横浜宣言における司法・行政・民間の三位一体の連携体制の枠組みの重要性の提言を契機として制定された法律であることから、同法の基本計画における地域連携ネットワークの具体化について、学会としても内容の整理を検討すべく設置されたものである。特に、平成31年に予定される促進法の改正に間に合うように提言をまとめることが重要な課題であり、現在、熱心な議論がなされている。以下、簡単に状況を報告する。

◇ネットワーク構築

本研究会でのテーマは、「地域連携ネットワーク」であるが、これは、当学会が求めた、前述の「司法・行政・民間の三位一体」の後見支援システムであると理解されている。このネットワークについては、全国各地の状況で取組状況が、まちまちであることは十分認識されているところではあるが、当学会が、中核機関としては市町村の直営とすることを前提とし、一貫して、これを後押しすべきであること、そして、そのうえで、より円滑かつ適正に推進させるためのネットワーク像

を提示して、多くの人とそれを共有していくことが重要であること等の意見が出されている。

◇制度の利用が進まない理由

また、成年後見制度の利用が進まない理由としてあげられる利用者がメリットを実感できないといった点に関しては、より一層身上監護の充実等をはかることができるかが問われているのではないかと、これまでの成年後見制度が、財産の保全の観点で重視され、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に活用するという視点に欠けるなど硬直性が指摘されてきた点を踏まえると、本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点から、本人の身近にいる親族や行政における福祉関係者との連携を意識すべきであるとの意見も出されている。

◇検討すべき課題

一方で、現実的な側面からすれば、全国的な規模で、この地域連携ネットワークを実効的に機能させるためには、各地域の実情に応じた取組みが検討されなければならないこともまた否定できない。そこで、既存のネットワークを利用することもあり得るが、この場合、①本人の意思が真に尊重されるしくみになっているか、特に関係者・関係機関・本人が相互に利益相反の関係になっていないか、②地域住民や親族後見人に対して直接の相談窓口が開かれているか、③親族が成年後見人等に選任された後の相談に応じているか、④現在の事業が市民後見人の育成・供給、法人後見等に集中していないか等の視点を指摘しておく必要があるのではないかという意見も出されている。さらには、家庭裁判所との情報共有の問題を含め検討すべき課題は多方面に及ぶが、進むべき方向性を見据えた提言が求められているという点では委員の意見は一致している。

（弁護士 相原 佳子）

● 私と成年後見 ●

家族からみた成年後見制度

成年後見制度が知的障害者にとって重要な制度であることは多くの親が認識している。しかし、実態はそれほど多くの障害者が利用しているわけではない。重要であるとわかっているのに利用しない背景にいくつかのことがある。

◇成年後見制度を利用しない背景

- ① まずは成年後見制度がよくわからないうえに、手続きが面倒だと聞いている。加えて、家庭裁判所の敷居が高くて行きにくく、対応が事務的すぎて冷たいと聞いている。
- ② 周囲の障害者も後見制度を利用していない人が大勢いることと、自身も切羽詰まった状況でもないため、わが家はまだ急がなくてもよいだろうと思っている。
- ③ 専門家の後見人は、わが子の日常を重要視していない。場合によっては、1年に1回電話で状況を聞くだけで、まったく本人を見に来ないとの声を多く聞く。そのため誰を信用して後見人を頼めばよいのかわからなくなっている。
- ④ 成年後見制度を利用すると、障害年金が主な収入の本人にとって、毎月2万円程の高額費用が発生し、本人が生活できなくなると思っている。
- ⑤ 成年後見制度は必要だが、欠格条項を含めよくない情報ばかりが聞こえてくる。制度を使ってよかったという情報をほとんど聞かないので利用するのはできるだけ遅くして、制度や後見人の信頼度がよくなれば利用したいと考えている。

◇利用促進にはまだ課題が

成年後見制度利用促進法（促進法）が閣議決定され、成年後見制度の欠格条項の見直しの検討も

行われ、制度は利用しやすい方向に大きく進んでいる。そこで、利用を促進するために以下の課題解決が必要である。

・制度のイメージと身上監護の課題（①②③⑤）

成年後見制度に魅力がないと思われるのは、財産管理のための制度として固定化されてきているからであり、よい事例の公開も必要。また、育成会のアンケート結果でも、家庭裁判所の省力化、監督の外注化に伴い、身上監護に関する監督が軽視され、身上監護の必要性が見過ごされてきた状況にある。促進法に家庭裁判所の人的体制の整備が規定されたことを踏まえ、身上監護に関するチェック機能を強化し、法律上求められている「法律行為に係る身上監護」と、本人や親が求める「身近で寄り添ってくれる存在としての身上監護」とのギャップを埋める実効性ある体制が必要。

・意思決定支援の課題（③）

意思決定支援のしくみについての具体的に実効性のある制度としくみが必要であり、差別を解消するための合理的配慮と環境整備とも重ねて考えるべきである。

・成年後見報酬と法人後見の課題（④）

障害年金収入に対し、月2万円の後見報酬は本人には大きな負担であり「経済的虐待ではないか」という視点がある。支援が必要なことは本人に帰責するものではないため、障害を理由に余分な費用が必要なことは不当な差別的取扱いではないか、という議論もある。そこで、自法人の利用者全員の後見だけを対象としているような非公益的な活動ではなく、社会福祉法人等による安価で広く地域に開かれた活動を行う適正な法人後見も視野に入れて考えるべきと思われる。

（全国手をつなぐ育成会連合会会長 久保 厚子）

判例研究**判例研究委員会****■成年後見人の追認拒絶と信義則（東京地裁平成21年2月25日判決・LLI/DB判例秘書）****〔事案の概要〕**

XとYとの間で締結されていた簡易生命保険契約が失効したため、YはXに対し失効還付金等（以下、「本件失効還付金等」という）を支払う義務を負った。その後、Xについて後見開始の審判がされ、A（Xの長男）とBが成年後見人に選任され、Aは療養看護の事務を、Bは財産管理の事務を分掌した。Aは、Xの代理人として失効還付金等を請求し、その金員はX名義の郵便貯金口座に入金され、Aによって引き出された。その後、Bの成年後見人辞任の申出が許可され、Aが財産管理の事務をも有することになった。その約1年半後、Aは成年後見人を解任され、CがXの成年後見人に選任された。このような事情のもとで、XはYに対し、本件失効還付金等の支払いを請求した。

〔判決要旨〕

「成年後見人は、成年被後見人との関係においては、専らその利益のために善良な管理者の注意をもって後見事務を処理する義務を負うのであり、成年後見人が無権代理人の無権代理行為を追認するか否かを決する場合にも、善管注意義務を尽くしてこれをすべきであるから、たまたま成年後見人と無権代理人とが同一となったとしても、そのことのみによって成年後見人が追認を拒絶することが信義則に反すると解することは相当ではないが、他方で、無権代理行為の相手方との関係においては、その取引の安全等の利益も考慮されるべきであるから、具体的事情によっては、成年後見人が自己がした成年後見人就職以前の無権代理行為の追認を拒絶することが信義則上許されないと解される場合も認めるべきであり、その場合には、追認がなくとも、成年後見人に就職するとともに無権代理行為は当然有効になるものと解すべきである」としたうえで、AはXの成年後見人だったこと、Aが事実上財産管理の事務も行っており、そのことについてBも不適切であると考えてなかったこと、本件失効還付金等の支払請求それ自体はXの利益に反するものではないこと、支払われた本件失効還付金等の一部がXのために使用された可能性もまったく否定することができないこと、YがXに意思能力がないこと（成年後見が開始されていること）を知っていたと認めるべき証拠はなく、YにXの意思能力に疑念を抱くことを要求するのは酷であること、といった事情から、「Aが自己がした無権代理行為の追認を拒絶することは信義則上許されないと解するのが相当であり、当該無権代理行為はAが財産管理の事務を行うことが認められた時点で当然有効になったというべきである」という。

〔解説〕

最判平成6年9月13日民集48巻6号1263頁（以下、「平成6年判決」という）は、後見人の追認拒絶について例外的に信義則違反になる場合があることを認めたとうえで、その際に考慮すべきファクターを列挙した。本判決も、基本的には平成6年判決の判断枠組を前提としているように思われる（判例秘書本件解説参照）。もっとも、①本判決は信義則による制限が例外的判断であることを明示せず、成年後見人と無権代理人とが同一となったことのみでは信義則に反しないとしつつも、比較的容易に信義則違反を認めるニュアンスがあり、また、②平成6年判決は追認拒絶が信義則に反する場合の行為の効力については判示していないが、本判決はAが財産管理事務の権限を有したときに当然に有効となる旨判示している。これらの点については、平成6年判決自体の理解にもかわり、評価が分かれ得よう。なお、本件は、BがAの権限行使を黙認していたとも評価できる事情があり、また、Aが財産管理事務の権限を有した後に黙示的に追認していたと評価することも考えられる事案であったことに留意すべきである。

（青山学院大学 熊谷 士郎）

■委員会報告■——判例研究委員会

判例研究委員会のメンバーは25名で、その内訳は、研究者17名、弁護士5名、司法書士2名、裁判官1名である。平成29年度より委員長に星野茂常任理事が就任し、新体制で活動を行った（副委員長は熊谷士郎常任理事、清水恵介常任理事が留任）。また、遠藤真吾会員、坂井崇徳会員を新たに委員に迎え、実務家委員の充実を図った。

平成29年度の活動内容は以下のとおりである。

- ① 第43回（2017〔平成29〕年6月10日）
 - ① 〔報告者〕熊谷士郎 副委員長
〔報告判例〕東京地裁平成21年2月25日判決（LLI/DB 判例秘書）
 - ② 〔報告者〕安藤 朝規 委員
〔報告判例〕大阪地裁平成22年8月26日判決（金融・商事判例1350号14頁）
- ② 第44回（2017〔平成29〕年11月18日）
 - ① 〔報告者〕平山也寸志 委員
〔報告判例〕福岡高裁平成27年2月12日判決（判例時報2260号52頁）
 - ② 〔報告者〕太矢一彦 委員
〔報告判例〕神戸地裁伊丹支部平成21年12月17日判決（判例タイムズ1326号239頁）
- ③ 第45回（2018〔平成30〕年3月3日）
 - ① 〔報告者〕神野礼斉 氏（広島大学教授）
〔報告判例〕東京高裁平成29年4月27日判決（LLI/DB 判例秘書）
 - ② 〔報告者〕金井憲一郎 氏（中央大学講師）
〔報告判例〕東京地裁平成28年8月10日判決（判例タイムズ1439号215頁）

本年度の研究成果は、以下のとおりである。

- ① 熊谷士郎 委員 ジャがれた一30号・実践成年後見73号（療養看護事務の権限のみを有する成年後見人が行った財産管理事務に関する行為について、当該成年後見人が財産管理事務の権限を有するに至った時点で当然に有効になるとされた事例）
- ② 安藤朝規 委員 実践成年後見71号（高齢者に対する投資商品販売と適合性原則）
- ③ 平山也寸志 委員 実践成年後見74号（予定）
- ④ 太矢一彦 委員 実践成年後見75号（予定）

（判例研究委員会委員長 星野 茂）

■委員会報告■——制度改正研究委員会

障害者権利条約12条に適合する成年後見制度の研究を継続的テーマとしている。

本人の意思尊重において、対象となる本人の意思・意向・選好につき、一貫性のない意思や他者の圧力下にある意思、マインドコントロール下にある意思等をどう評価するか。さらに、意思決定支援の後に本人の自由な意思や意向が示されたとしても、それに従うことの限界をどこにおくか。たとえば、①生命身体に重大な悪影響があるとき、②財産喪失により自立した生活を危うくするとき、③違法行為となるときなどである。

加えて、本人の意思活動の支援という観点からみると、意思決定能力に障害はないが、意思表示能力に障害がある者に対する支援も重要である。

なお、意思決定支援の議論では、最後の手段として最善の利益に基づく代理決定が行われるとされる。しかし、本人の決定に従った法定代理行為までも最後の手段と限定する必要はない。

現行法上は補充性の原則は導入されていないが、障害者権利条約12条との適合性の観点からは、その導入も検討課題となる。

基本計画が示したサービス提供法人が後見人となることについては、介護サービス等がその法人の提供するものに誘導され、選択の自由が奪われるおそれがあることから、反対の意見となっている。

(制度改正研究委員会委員長 赤沼 康弘)

『「法的世話の質」に関する調査研究の結果』（平成29年11月13日） 参加報告

講師：ダグマール・ブロサイ氏（ケルン工業大学教授・社会法研究所所長）

調査研究は、日本の法定後見に相当する「法的世話」につき、ドイツ連邦司法・消費者保護省が「法的世話の質」に関して行ったものである。調査目的は、「法的世話」につき、①実務上どの程度の質が保たれているか、②構造上の欠陥があるか、あるとすればどのような欠陥か、③欠陥の理由はどのようなものか、を明らかにするために行われたとされる。

調査内容は、世話の質を構想するための世話法の根本原理を踏まえ、被世話人以外の当事者へのアンケート調査や68件の事例研究等を行った結果得られたデータに基づいて、さまざまな観点からの説明があった。中でも、職業上の世話における職務範囲に関して、裁判所による世話人の職務としての「居所指定」が53%という結果だったことにつき、ブロサイ氏の「必要以上に指定されているのではないか」とのコメントに応答するように、新井誠理事長から「日本では財産管理の不正が強調されるが、居所指定は等閑視されている」との総括があったのは、比較法的にも興味深かった。

本調査結果により、51の行動指針を示したという。第1次・第2次中間報告書は2017年2月2日付で公になっており、最終報告書は数週間のうちに発表される予定との説明があった（この講演後2017年11月付で公表されている）。今後は、世話人の職業教育やドイツ世話法の改正につなげていく予定とのことである。

日本には、現在本人保護向けの行動指針はない。さらにドイツの動向に注視していく必要がある。

(中央大学講師 金井憲一郎)

◆第15回学術大会へ向けて◆

本年の学術大会・総会は、神奈川県横浜キャンパスにおいて、右記の要領で開催いたします。

第15回学術大会の統一テーマは「成年後見制度利用促進基本計画の具体化に向けた提言」です。平成29年3月に、成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。

本学術大会では、基本計画で掲げられた理念を実現するため、現行制度の課題・問題点を明らかにし、それを克服するための具体的な方策を考えていきます。

パネルディスカッションでは、地域連携ネットワークのしくみ等について議論を深めてまいります。

【日 程】 平成30年6月2日(土)10時～18時（9時30分開場）

【場 所】 神奈川県横浜キャンパス

【聴講料】 正会員・会友・賛助会員（2名まで）：無料
一般：2000円

【統一テーマ】 成年後見制度利用促進基本計画の具体化に向けた提言

【概 要】 [基調報告]（予定）

- ・厚生労働省社会・援護局成年後見制度推進室
- ・上山泰氏（新潟大学）
- ・名川勝氏（筑波大学）
- ・丸木雄一氏（埼玉精神神経センター）
- ・周作彩氏（流通経済大学）

[パネルディスカッション]

※登壇者・内容は予告なく変更する場合がございます。

【申込み】 事務局 FAX 03-5798-7278

E-mail j_jaga@nifty.com

※懇親会（参加費5000円）参加の有無もご明記ください。

♣平成29年度（本誌28号掲載以降）会員・会友寄付者一覧（五十音順、敬称略）

前回の寄付金のご報告（本誌28号）以降に46名の方から、合計661,352円のご寄付をいただきました。ここに厚く御礼申し上げます。

皆様からいただいたご寄付は学会活動のさらなる活性化のために有用かつ適正に活用させていただきます。

なお、ご寄付（1口：5000円）については引続き受け付けておりますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

浅見 隆行	大塚 至正	金井 守	高橋 弘	星野 征朗
新井 誠	大貫 正男	金川 洋	滝沢 香	星野 美子
伊藤 和雄	岡 秀俊	小島 寛	立川 成一	細川 瑞子
伊藤 佳江	岡垣 豊	五味 郁子	千嶋 達夫	堀川 幸夫
岩田 克夫	小栗 浩	近藤 芳江	千田 修	松内 邦博
宇田川 濱江	小此木 清	塩田 芳久	俊 武志	三河尻 和夫
遠藤 英嗣	小山 典宏	鈴木 実	春口 剛寛	宮川 導子
大垣 尚司	菓子 初音	関 美都子	藤原 将史	由良 麻美
大島 明	金井 重彦	高島 さち子	古川 静男	

※2018年2月1日現在。

※本誌等での氏名掲載について許諾をいただいた方を掲載しています。

【寄付受付口座】

振込先口座：三菱東京UFJ銀行 恵比寿支店 普通 0604174

振込先名義：シャニホンセイネンコウケンハウガッカイ

一般社団法人日本成年後見法学会

【日本成年後見法学会事務局】

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 3-7-16

(株)民事法研究会内

TEL 03-5798-7239 (直) FAX 03-5798-7278

E-mail j_jaga@nifty.com

◆編集後記◆ 中核機関の制度設計が種々検討されている。中核機関が親族後見人を支援することは重要なテーマの一つであるが、そのためには理想と現実のギャップを克服することが課題である。専門職団体は、この問題に主体的にかかわっていかねばならない。(富永 忠祐)